

日行連発第250号
平成24年5月22日

各単位会長殿

日本行政書士会連合会
会 長 北山孝次
総務部長 中村利雄

埼玉県さいたま市の職務上請求に係る請求先変更の周知について

標記の件につきまして、別添のとおり埼玉県さいたま市長より、平成24年度より「さいたま市郵送請求処理センター」が設置されたことに伴い、郵送請求に係る取り扱い変更についての周知の依頼がございましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対し本件を周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は月刊日本行政（7月号）及び日行連HPに掲載を予定しておりますので、ご承知おきください。

以上

【別添】

- ・平成24年5月2日付（埼玉県さいたま市長より）
「職務上請求に係る請求先変更の周知について（依頼）」

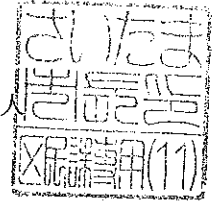
中区区第25号

平成24年5月2日

日本行政書士会連合会

会長 北山 孝次 様

さいたま市長 清水 勇人



職務上請求に係る請求先変更の周知について (依頼)

時下、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、平成24年度より「さいたま市郵送請求処理センター」を設置し、各区役所にて処理をしておりました郵送請求による住民記録証明等を一括して受付・交付することとなりました。

つきましては、郵送により戸籍・住民記録等に関する請求をする場合、今後、下記のとおりお取り扱いいただくよう会員の皆様に周知をお願いいたします。

記

1 郵送請求処理センターについて

(1) 名 称 さいたま市郵送請求処理センター

(2) 所在地等 〒338-8630

さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 私書箱30号

さいたま市中央区役所 区民生活部 区民課内

(3) 連絡先 電 048-840-6078 FAX 048-840-3530

(4) 取り扱う証明書

- ・戸籍謄(抄)本
- ・除籍謄(抄)本
- ・改正原戸籍謄(抄)本
- ・戸籍の附票(除附票)
- ・住民票(除住民票)

2 その他

各区役所あてに送付されました請求につきましては一部、処理センターに転送し処理しております関係から返送するまでに数日間を要しております。ご迷惑をおかけいたしますがご理解をお願いいたします。